

福島第二原子力発電所現地確認報告書

1 確認日
令和6年6月24日（月）

2 確認箇所
2号機原子炉建屋（図1）

3 確認項目
汚染状況調査の状況

4 確認結果の概要

東京電力福島第二原子力発電所では、令和3年6月に廃止措置が開始された。廃止措置計画[※]に定めた工程のうち、第1段階となる「解体工事準備期間」においては、建屋内の機器、配管等に付着した汚染状況の調査を実施するとしている。

令和4年4月から汚染状況の現場調査が実施されていることから、東京電力担当者から実施状況を聴取するとともに、現場にて実施状況を確認した。（東京電力からの主な聴取事項）

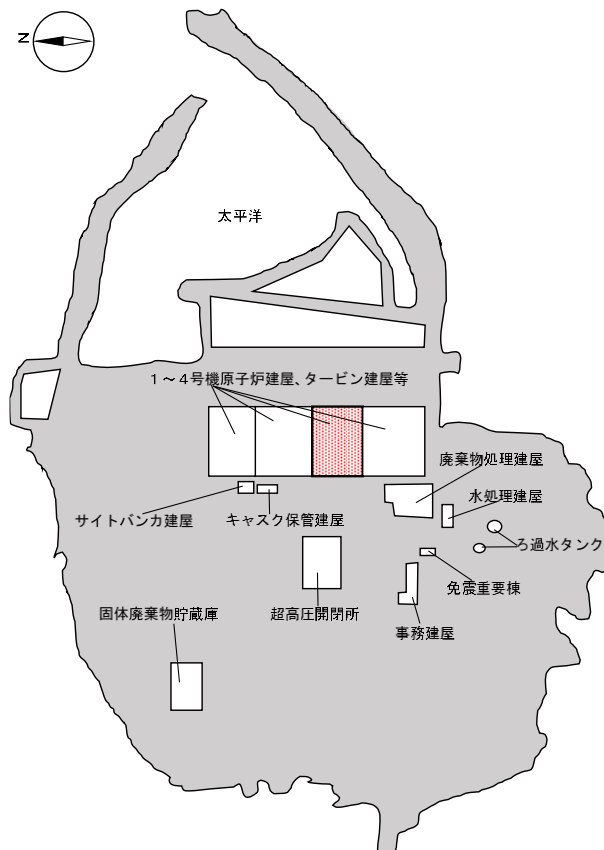
- ・汚染状況の調査は、計算による評価解析と現場調査・試料採取を並行して実施している。
- ・現在は、1～4号機において、スミア測定による建屋表面汚染密度測定（約200ポイント）、電離箱式サーベイメータによる配管の表面線量率測定（約1,400ポイント）、可搬型ゲルマ測定器による配管付着放射能測定（約20ポイント）を実施している。
- ・今後、原子炉構造材内部の汚染状況を調べるために、構造材の一部を採取する予定である。
- ・汚染状況の調査は、現在のところ順調に進捗している。今後、汚染状況の評価を行い、廃止措置における解体撤去工法及び手順の策定や、解体撤去工事に伴って発生する放射性固体廃棄物の発生量に関する評価精度等に活用する。

（現場の状況）

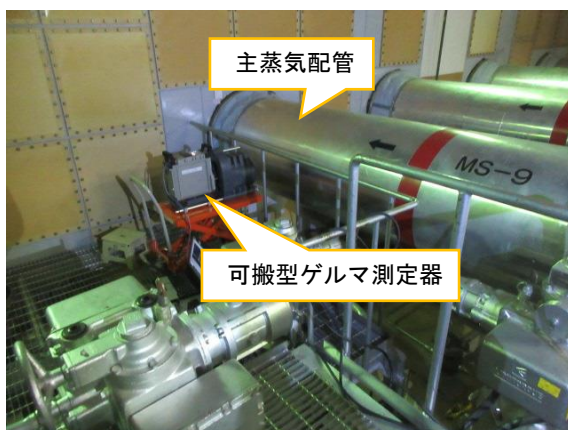
- ・2号機原子炉建屋2階において、可搬型ゲルマ測定器による主蒸気配管の配管付着放射能測定が行われていた。（写真1）
- ・可搬型ゲルマ測定器の測定条件（機器の設置位置等）が適切に管理されていることを確認した。

※ 廃止措置計画：東京電力が提出した廃止措置計画書では、全体工程を4段階に区分し、44年かけて廃止措置を実施するとしている。第1段階（10年間）では、（1）汚染状況の調査、（2）汚染の除去、（3）放射線管理区域外（屋外）の設備の解体撤

去、（４）原子炉建屋内核燃料物質貯蔵設備からの核燃料物質の搬出（取出し）、
（５）核燃料物質の譲り渡し、（６）放射性廃棄物の処理・処分を実施する。



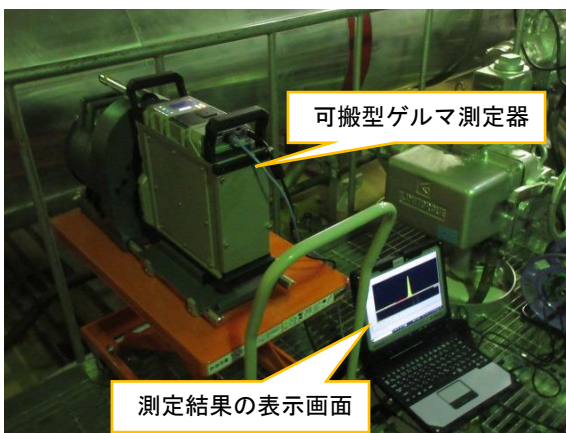
(図 1) 福島第二原子力発電所構内概略図



(写真 1 - 1)
配管付着放射能測定状況①



(写真 1 - 2)
配管付着放射能測定の様況②



(写真 1 - 3)
配管付着放射能測定の様況③